

軽自動車税(種別割)の減免申請

トピック
2

障がいのある方のために軽自動車を使用する方は、一定の要件を満たす場合、軽自動車税(種別割)の減免を受けられます。

新規申請

■対象軽自動車

- 身体障がいまたは精神障がいのある方が自ら使用する軽自動車
- 身体障がいまたは精神障がいのある方のために、生計を一にする方が使用する軽自動車
- 身体障がいのある方などの利用に供する構造の軽自動車

■持ち物

- 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか

- 運転する方の免許証
- 車検証のコピー
- 令和6年度の軽自動車税(種別割)納税通知書
- 納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード

※構造による減免を受ける方は、軽自動車の側面と後面の写真(後面はナンバーが写っているもの)をお持ちください。
※手帳所有者または運転する方以外が納税義務者の場合、本人確認書類も必要です。

■申請期間

5月7日(火)~31日(金)

■注意事項

- 軽自動車税を納付済みの場合

- は、減免を受けられません
- 減免を受けることのできる軽自動車は、障がいのある方1人につき1台です
- 普通自動車も所有している方で、自動車税(種別割)の減免を受けている場合は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることはできません

継続申請

すでに減免を受けている方には、軽自動車税(種別割)現況報告書兼減免継続申請書を郵送していますので、ご提出ください。

共通事項

■申請・問い合わせ先

税務課 ☎(32)8892

自動車税(種別割)の納期限は5月31日です

コンビニや金融機関、県税事務所窓口での納付のほかに、スマートフォン決済アプリ(Pay Pay・LINE Pay)、クレジットカードでもお支払いできます。

■納税通知書発付日

5月1日(水)

■納期限 5月31日(金)

■自動車税の減免

心身障がい者の方には、障がいの程度など一定の要件のもとに減免制度があります。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先

栃木県税事務所

☎0282(23)3411



後期高齢者医療制度の保険料率等

トピック
3

後期高齢者医療制度の保険料率は、被保険者数や医療費の増加などに対応するため、2年ごとに見直されることになっています。

■令和6・7年度の保険料率等

	令和4・5年度		令和6・7年度
均等割額 ^{*1}	43,200円	→	45,600円
所得割率 ^{*2}	8.54%	→	8.84%
賦課限度額 ^{*3}	66万円	→	80万円

※1 均等割額とは、被保険者全員に等しく負担していただくもの。

※2 所得割率とは、被保険者の所得に応じて負担していただく所得割額を算出するために用いる割合のこと。

※3 賦課限度額とは、賦課される保険料(年額)の上限額のこと。

なお、令和6年度は以下のとおり激変緩和措置が講じられます。

所得割率 基礎控除後の総所得金額などが58万円を超えない方は8.54%となります。

賦課限度額 令和6年3月31日以前から後期高齢者医療制度の被保険者である方と、障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者となる方は、73万円となります。

軽減措置 均等割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準が引き上げられ、均等割額5割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が29万円から29.5万円に、2割軽減については被保険者数に乗ずる金額が53.5万円から54.5万円に変わります。

なお、後期高齢者医療被保険者の資格を取得する前日まで被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料軽減措置は、令和6年度も継続されます。

■問い合わせ先

栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805